

50分間、校庭から動けなかったことと、
5年8ヶ月、状況が変わらないことは無関係ではないと思います。



子供たちの命を、嘘や言い訳で説明され続けてきました。
先生方の命についてもです。

子どもを失った悲しみに寄り添い、再発防止を本気に目指しているとは思えません。

苦渋の決断の末、時効の一日前に訴訟。そして、今日に至っています。

小さな命の意味を考える会には原告ではない遺族もいます。遺族以外のメンバーもいます。
想いは同じです。目指すべき未来は同じです。必ず変わり、大きな流れになるはずです。

大川小学校で起きたことに関して、本来、何が問われるべきなのか。

学校が、教育委員会が守るのは、いったい何なのか。

一人一人が、あの日の校庭の子どもであり、先生であり、帰りを待っていた保護者です。

そんな気持ちで向き合っていけば、必ず方向性は見えてくると私たちは信じています。

1 「学校で起きたこと」に向き合う

学校管理下であるような犠牲者を出したのは大川小だけです。「学校で起きた」ということがこの事故の最大の特徴です。このことに向き合おうとしない姿勢が、今の状況を作り出しました。そして、悲しみは各地で繰り返されています。

事実を曖昧にして、形式的な提言や通達で済ませ、ますます学校現場が窮屈になる。そして、また事故が起きる。悪循環です。現場の教師は、うわべだけの提言等は求めています。

大川小の事故を思うとき、すべての教師は、何らかの責任を感じ、覚悟を新たにしています。その想いにゴーサインを出すべきです。学校は、世の中は、それを5年8ヶ月待ち続けています。

「学校で起きたこと」に向きあうことは、けっして一人一人の先生を責めることではありません。むしろ、先生方に誇りと自覚をもたらすことにつながるはずです。

「学校でしっかり子どもを守る。信頼して子どもを通わせるようにしてほしい。そのために、子どもたちの命、先生方の命を無駄にしないでください。」というのが今回の訴えなのです。県や市の控訴理由はその本質から大きく外れています。

「学校では子どもを守る必要がないので、信頼しないでください。」

それで、いいのでしょうか。

2 救えた命を救えなかった

学校は集団を守らなければなりません。だから避難マニュアルが整備され、集団で訓練をするのです。「万が一」「念のため」のレベルは一般のそれとは違います。あの日に急に集団になったわけではありません。小学生の集団を守る行動として適切だったか、最善だったかです。

3. 11では、海の近くの学校はもちろん、大川小よりもっと内陸の学校も逃げています。

14時46分、体験したことのない強い揺れが3分も続き、14時52分、初めて聞く大津波警報が出されました。多くの学校はこの警報を受けて行動をしています。

あの状況でもっと早い時間に避難行動を起こすことは、さほど特別なことではありません。約80名に11名の教師がいたわけで、けっして人数が少なかったわけではないし、判断が早ければ上級生は下級生や高齢者の手を引いて逃げたはずです。

救ってほしかった命、救うべき命、救えた命が、そこにあったのは揺るがない事実です。まず、その事実をふまえて、救えなかったのはなぜかを考えなければなりません。

ケンカのような議論の末、ギリギリで助かった学校もあります。急な斜面を泥だらけになって、四つん這いで逃げた学校もあります。それと比較して、大川小は避難するための時間・手段・情報は十分ありました。でも避難しなかった。「時間・情報・手段」がいくらあっても、判断・行動に結びつくかどうかです。

50分も組織として意思決定をしなかったのです。ケンカするどころか、議論らしい議論をしていない。命が最優先ではなかったのです。最後の瞬間は子どもの命が最優先でした。津波が見えてからは誰だってそうです。検証すべきは、その前の50分、そして、3. 11の前の取り組みです。

市や県は津波の対策を講じるように指示を出していて、大川小も津波の避難マニュアルを作成し、提出しています。マニュアルには「津波のときは近隣の空き地か公園に避難」と明記されています。ところが近隣には空き地も公園もなく、しかもそのマニュアルを教職員は把握していません。

実体のないマニュアル、職員も知らないマニュアルが、戸棚に入っていて、教育委員会に提出されていたということです。

当時の校長先生、及び作成した当時の教頭先生は「一般的な災害として『津波』の項目を入れただけ」と話しています。このマニュアルで子どもの命を守る気はなかったということです。これで問題ないのであれば、そういう学校に今も子どもを通わせているということです。それでいいはずがありません。

この杜撰な備えは、あの日の避難行動の遅れに直結したと私たちは考えています。

学校管理下、子どもを守る使命が学校にはあります。それを果たすのは十分に可能でした。でも、その使命を果たすことができなかったのです。

何が事故に結びついたのか？ 組織のあり方、備え、学校経営に問題はなかったか？それは避けられたはずではなかったか？

3 三角地帯（橋のたもと）に向かった判断について

津波が迫っている中、川に向かって移動。既に富士川は溢れています。児童と教師約90名を避難させる場所として明らかに不適切です。むしろ、もっとも向かってはならない方向です。

①川に向かっている。

たとえ川が見えない場所だったとしても、近くに川があることは知っている。大川小があの日急に川のそばに建ったわけではない。絶対避けるべき選択である。

②校庭の周りはフェンスがある。

校庭南側のゲートは施錠されていた。したがって、フェンスの切れ目を通して校庭を出るルートしかない。
フェンスの切れ目の幅は約90cm、一列でしか通れない。



③民家の裏を通っている。

狭く、崖のそば、しかも行き止まりである。山の崩落を恐れて裏山に避難しなかったことと矛盾する。しかも行き止まりになっている。

4 危機を察知していた事実

①**バスの運転手**～バス会社から無線で「津波が来るから子どもを乗せて逃げろ」という連絡が入っている。（当然である。無線連絡していなければバス会社の責任が問われる）

②**迎えに来た保護者**～カーラジオで「7m の津波が来る」と聞き、子どもを引き取る際、教師に「山に逃げて」と強く進言している。交流センターにいた知人にも同じように知らせ、その人は逃げて助かった。15:00頃

③**子どもたち**～6年生の男子が「ここにいたら死ぬ」「山さ逃げっぺ」と教師に訴えている。15:00前頃

④**A教諭**～大きな地震が来てすぐに津波を予見し、校舎から出るときに子供たちに「津波が来るから山に逃げるぞ」と声をかけている。

⑤**防災無線、広報車**～避難を呼びかけていた。

これだけの状況の中で、避難行動を起こさなかったのです。この事実をふまえて初めて検証は始まるはずですが。

ところが、教育委員会は①～④、つまり「さまざまな人が津波を予見していた。子どもでさえ危機感を抱いていた。」という事実を隠蔽しています。検証委員会もそれ以上調べませんでした。明かな意図が存在します。